

2022年5月11日

各 位

会 社 名 シャープ株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 戴 正 呉
(コード番号 6753)
問 合 せ 先 CEO オフィス 広報担当 吉 田 敦
TEL (050) 5213-6795

定款の一部変更のお知らせ

当社は、本日、2022年6月23日開催予定の第128期定時株主総会において、定款の一部変更に係る議案を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置に関する規定の追加

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定、及び書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定を新設するものです。

(2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除

株主総会資料の電子提供制度導入により現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。

(3) 附則の追加

上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を追加するものです。

なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

定款変更の具体的内容は別紙のとおりです。

なお、当社現行定款については、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://corporate.jp.sharp/ir/governance/policy/pdf/article.pdf>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月23日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月23日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |
| <p>附則</p> <p>(追 加)</p> | <p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置) ①変更前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後の定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 ②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 ③本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |